

最低制限価格の計算式の改正について

本市の建設工事・工事関係業務委託における最低制限価格について、次のとおり計算式を改正しますので、お知らせいたします。

1. 改正の概要

最低制限**基準**価格（案件の予定価格を構成する各費用に、要領で定める割合を乗じた額の合計）にランダム係数を乗じた額が最低制限価格です。

これまで、最低制限価格が上限（**予定価格の92%**）を超えた場合、当該上限額を最低制限価格としていましたが、最低制限**基準**価格が上限を超えた場合、当該上限額を最低制限**基準**価格とするよう、改正します。

2. 改正前

- ・ 最低制限価格が上限（**予定価格の92%**）を超えた場合、当該上限額を最低制限価格とする。

$$\begin{array}{l} \text{(最低制限**基準**価格)} \quad \times \quad \text{(ランダム係数)} \quad = \quad \text{(最低制限価格)} \\ \cdot \text{直接工事費の97\%} \quad \quad \quad 1.00000 \sim 1.01000 \\ \cdot \text{共通仮設費の90\%} \\ \cdot \text{現場管理費の90\%} \\ \cdot \text{一般管理費の68\%} \end{array}$$

この価格が上限額を超えた場合、当該上限額を**最低制限価格**とする。

3. 改正後

- ・ 最低制限**基準**価格が上限を超えた場合、当該上限額を最低制限**基準**価格とする。
- ・ 最低制限**基準**価格にランダム係数を乗じて、最低制限価格を算出する。

$$\begin{array}{l} \text{(最低制限**基準**価格)} \quad \times \quad \text{(ランダム係数)} \quad = \quad \text{(最低制限価格)} \\ \text{※算出方法は変更なし} \quad \quad \quad 1.00000 \sim 1.01000 \end{array}$$

この価格が上限額を超えた場合、当該上限額を最低制限**基準**価格とする。